

承認第1号 説明資料

幕別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成27年12月11日 条例第33号)</p> <p>第8条から第17条までを次のように改める。 中略 第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。 (1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u> 中略 第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。 後略</p>	<p>○幕別町税条例の一部を改正する条例 (平成27年12月11日 条例第33号)</p> <p>第8条から第17条までを次のように改める。 中略 第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。 (1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u> 中略 第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。 後略</p>